

(非公式訳)

投資委員会の説明書

件名：水害が原因で破損した機械に関するガイドライン

---

多数の被奨励者が水害を受け、奨励を受けたプロジェクトの下で機械類輸入税が免除された機械が破損したことにより使用不可能となった。そのため、投資委員会は被奨励者が破損した機械について正しく行動を取れるよう水害により故障した機械に関するガイドラインを以下の通り発布する。

1. 奨励プロジェクトにおいて免税で輸入された機械が輸入日より 5 年間以上使用された場合、輸入税が課税されることなく、被奨励者は機械の処分 (F PM CM 01-03) または機械の販売 / 譲渡 / 寄付 (F IN MC 04-03) を申請することができる。

2. 奨励プロジェクトにおいて免税で輸入された機械が輸入日より 5 年間以下使用されたが、水害により破損し、使用不可能となった場合、以下の項目を遵守する。

2.1 水害により破損した機械を海外に輸送することを希望する被奨励者は、輸出関税が免除・減免された機械の輸出申請書 (F IN MC 06-03) を使用し、機械の輸出申請を行う。機械を輸出した後、輸入関税を免除するため通関報告書を持って機械処分の申請 (F PM CM 01-03) を行うとする。

2.2 水害により破損した機械を破壊させることを希望する被奨励者は、投資委員会事務局布告 Por9/2537 件名：破損した機械の破壊条件及び方法日付 1994 年 12 月 12 日に従って以下の通りを行うこと。

2.2.1 被奨励者は、機械破壊許可を申請する際、水害によって破損した機械の破壊方法を明確に示さなければならない。

2.2.2 投資委員会事務局は、砕破加圧、パーツの切断及び分解など適切な破壊方法を検討し、機械の破壊許可書を発行する。

2.2.3 被奨励者は、投資委員会事務局が承認した破壊方法に従って機械を破壊させた後、機械破壊業者からの証明書を持って機械処分の申請 (F PM CM 01-03) を行うとする。

2.2.4 2.2.1～2.2.3 項に従って実行した後、投資委員会事務局は輸入税を免除し、被奨励者に機械の処分を許可する。

2.3 洪水被害の保険がある被奨励者については、保険者が水害によって破損した 機械を破壊せずに工場から持ち出すことを希望する場合、機械販売の許可申請とみなすため、以下の項目に従って行うとする。

2.3.1 被奨励者は、保険会社及び保険者に機械を販売することを記入し、機械の販売 / 譲渡 / 寄付 (F IN MC 04-03) を申請する。

2.3.2 投資委員会事務局は機械販売許可の申請日における状況に基づいて機会輸入税を課税する上で機械の販売を許可する。

2.3.3 被奨励者は投資委員会事務局が関税局に通知した書類に従って機械輸入関税を支払う。

2.3.4 被奨励者が機械輸入税を支払った後、領収書を持って機械処分の許可 (F PM CM 01-03) を申請するとする。

以上、お知らせする。

投資委員会事務局

(署名)

2012年2月14日

